

くりにてするまち



KURIYAMA TOWN

# 大学生等生活支援給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の拡大や長期化によって経済的な影響を受けている大学生・専門学校生などに対し、就学および生活維持を支援するため、給付金を支給します。

## 対象者

- 大学（大学院および短期大学を含む）、高等専門学校（4年生以上）、専門学校（専修学校の専門課程）に在学している方。ただし、通信制課程を除く。
- 学生本人またはその保護者が令和4年4月15日現在、栗山町に住所を有する方

## 給付額

- 自宅以外から通学している大学生等・・・・・・・・5万円
- 自宅から通学している大学生等・・・・・・・・3万円

## 申請期限

- 令和4年9月30日（金）まで
- ※ 支給は一度限りです。
- ※ 昨年度、支給された方も対象になります。

## 申請方法

## 提出書類

栗山町大学生等生活支援給付金給付申請書兼請求書と以下の必要書類を栗山町教育委員会学校教育課（総合福祉センターしゃるる1階）の窓口、または郵便で提出してください。

※申請書兼請求書は、町教育委員会窓口または町ホームページより取得ができます。

<https://www.town.kuriyama.hokkaido.jp/soshiki/56/11266.html>



- 栗山町大学生等生活支援給付金給付申請書兼請求書
- 在学証明書または学生証（大学生等の証明ができる書類の写し）
- 自宅以外から通学している大学生等の方は、借家、寮、または下宿先等との契約書（自宅以外での居住が確認できる書類の写し）

## 申請書送付・ 問い合わせ先

〒069-1513

夕張郡栗山町朝日4丁目9番地36

栗山町教育委員会 学校教育課 学校経営改善室 宛

TEL 0123-72-1117 FAX 0123-72-6522

E-mail gakkoukeieikaizen@town.kuriyama.hokkaido.jp



# 生活福祉資金 貸付のご案内

「生活福祉資金貸付制度」は、他の貸付制度が利用できない低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と必要な相談・支援により、経済的自立と生活の安定を図ることを目的とした公的な貸付制度です。

厚生労働省の要綱に基づき運営しています。

実施主体は、北海道社会福祉協議会、相談や借入申請等をお住まいの市区町村社会福祉協議会で受付けています。

1

## 総合支援資金

失業等により、日常生活全般に困難を抱えた世帯の生活の立て直しのための貸付けです。



2-1

## 福祉資金 緊急小口資金

緊急かつ一時的に世帯の生計維持が困難となった場合の貸付です。



2-2

## 福祉資金 福祉費

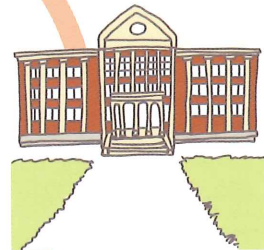
住宅の改修や障がい者世帯の自動車の購入、療養、引越しの経費等、生活を送る上で一時的に必要な経費のための貸付です。



3

## 教育支援資金

高校、大学、短大、専門学校の入学金・制服等入学時に必要な経費と、授業料や通学代等、就学に必要な経費の貸付です。



- \* 「生活福祉資金貸付制度」には、上記のほか、低所得の高齢者世帯や生活保護を要する高齢者世帯に対し、今お住まいの居住用不動産を担保に、将来にわたり住居に住み続けるための生活費をお貸しする不動産担保型生活資金があります。
- \* 「生活福祉資金貸付制度」以外に、住居のない離職者に対して、公的給付または公的貸付を申請している場合に、給付金または貸付金を受けるまでの当面の生活費を貸付ける「臨時特例つなぎ資金」があります。

### ☑ 「世帯」に対する貸付です。

個人ではなく、世帯を単位として貸付けします。会社組織や団体は、貸付対象外です。

### ☑ 貸付により「経済的自立が図られる」と見込まれることが必要です。

生活福祉資金は、貸付けることにより世帯の経済的自立が可能と判断できる場合に、貸付が行われます。一方で、貸付けることは世帯にとって新たな「借金を負う」ことになるため、貸付金の償還（返済）が見込めない場合は、経済的自立につながるとは判断できず、貸付を行うことができません。

### ☑ 民生委員等の相談・支援が必要です。

世帯の生活の安定や立て直しを図ることを目的としているため、借入相談から償還（返済）完了まで、お住まいの地区の民生委員や市区町村社会福祉協議会、関係機関が相談・支援にあたります。

### ☑ 他の貸付制度及び公的支援を優先してご利用いただきます。

他の貸付制度を利用することが可能な場合は、他制度を利用いただくことになります。利子等の貸付条件を理由として生活福祉資金を利用することはできません。

### ☑ 事後申請は貸付対象外です。

すでに発注、購入、着工、支払い済みの費用は、貸付対象となりません。

※福祉資金 緊急小口資金は、支払い済みの費用も貸付対象となります。

※福祉資金 福祉費の療養関係経費・葬儀費用について、事前申請が困難な場合、支払い前であれば貸付対象とすることがあります。



| 資金種類            |           | 貸付限度額                            | 据置期間           | 償還期間   |
|-----------------|-----------|----------------------------------|----------------|--------|
| 1 総合支援資金        | 生活支援費     | 月額20万円（単身世帯15万円）                 | 6か月以内          | 10年以内  |
|                 | 住宅入居費     | 40万円                             | 貸付日から<br>6か月以内 |        |
|                 | 一時生活再建費   | 60万円                             |                |        |
| 2-1 福祉資金 緊急小口資金 |           | 10万円                             | 2か月以内          | 12か月以内 |
| 2-2 福祉資金 福祉費    | 生業経費      | 460万円                            | 6か月以内          | 20年以内  |
|                 | 技能習得関係経費  | 6か月130万円、1年220万円、2年400万円、3年580万円 |                | 8年以内   |
|                 | 住宅経費      | 250万円                            |                | 7年以内   |
|                 | 福祉用具経費    | 170万円                            |                | 8年以内   |
|                 | 障がい者自動車経費 | 250万円                            |                | 8年以内   |
|                 | 中国年金追納経費  | 513.6万円                          |                | 10年以内  |
|                 | 療養関係経費    | 療養期間1年以内170万円、1年6か月以内230万円       |                | 5年以内   |
|                 | 介護関係経費    | 介護サービス期間1年以内170万円、1年6か月以内230万円   |                | 5年以内   |
|                 | 災害経費      | 150万円                            |                | 7年以内   |
|                 | 冠婚葬祭経費    | 50万円                             |                | 3年以内   |
|                 | 移転設備費     | 50万円                             |                | 3年以内   |
|                 | 支度関係経費    | 50万円                             |                | 3年以内   |
| 3 教育支援資金        | 就学支度費     | 50万円                             | 6か月以内          | 20年以内  |
|                 | 教育支援費     | 月額 高校3.5万円、短大6万円、大学6.5万円         |                |        |

※総合支援資金・福祉費は、連帯保証人を立てる場合は無利子、連帯保証人を立てない場合は、利子年1.5%。緊急小口資金・教育支援資金は、無利子。

## ◆ご利用いただける世帯

### 低所得世帯

資金の貸付けにあわせて必要な支援を受けることにより独立自活できると認められ、必要な資金の融通を他から受けることが困難であると認められる世帯

※世帯収入の目安があります。



### 障がい者世帯

- ①身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方の属する世帯
- ②障害者総合支援法によるサービスを利用している方の属する世帯

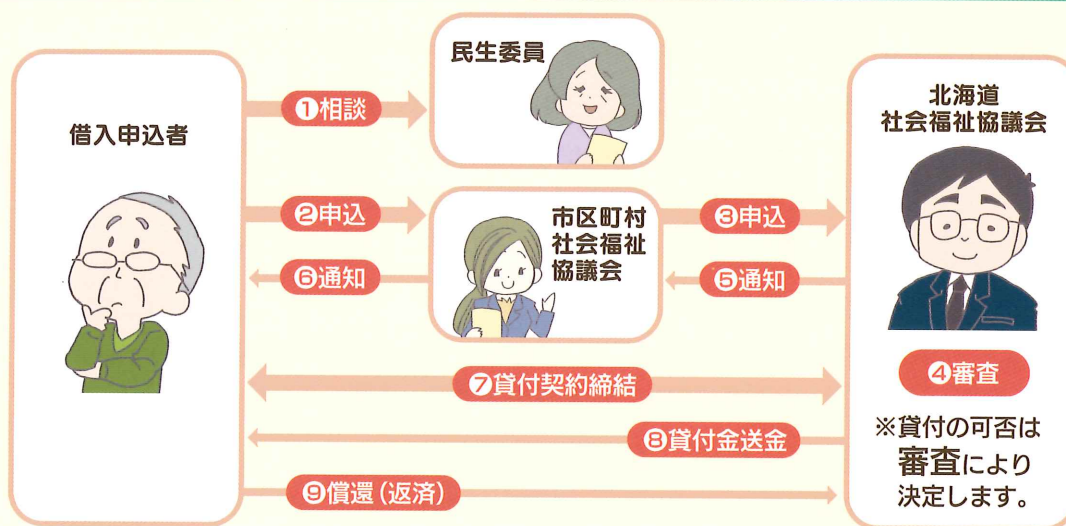


### 高齢者世帯

65歳以上の高齢者の属する世帯



## ◆相談・申込から貸付決定、償還までのながれ



※ご相談は、お住まいの地区の民生委員または市区町村社会福祉協議会が窓口となります。

※相談、申込、審査、貸付金送金までは、概ね1か月から1か月半程度かかります。（緊急小口資金以外）

○教育支援資金は合格発表前に、受験事実が確認できる書類（入学願書、受験票の写し等）と必要書類により借入申込みが可能です。事前審査を行い、合格通知書の写しを提出いただいた後、貸付決定、契約締結します。

\*本紙に記載している内容以外にも貸付条件等がありますので、市区町村社会福祉協議会にお問い合わせください。

取扱い社会福祉協議会

実施主体 社会福祉法人 北海道社会福祉協議会

〒060-0002 札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでる2.7

TEL : 011-241-3976 (代表) FAX : 011-251-3971

ホームページ <http://www.dosyakyo.or.jp>

### 3 教育支援資金



教育支援資金は、高等学校（\*）、大学（\*）、高等専門学校への就学に際し必要な経費「教育支援費」と入学に際し必要な経費「就学支度費」の2つがあります。

\* 高等学校…中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部及び専修学校の高等課程を含みます。

\* 大学…短期大学及び専修学校の専門課程を含みます。

#### (1) ご利用いただける世帯

**低所得世帯** ※生計の維持はできているが、学費の支払いのために貸付を必要としている世帯

#### (2) 資金の種類と内容

| 資金種類  | 用途内容   | 貸付限度額  | 据置期間             | 償還期間                         | 利子  |
|-------|--|--|------------------|------------------------------|-----|
| 教育支援費 | 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費<br>・授業料、学校納入諸経費<br>・進級時に必要な教科書<br>・通学に係る交通費 等 | 高等学校 月額35,000円以内<br>※専修学校高等課程含む<br>高等専門学校 月額60,000円以内<br>短期大学 月額60,000円以内<br>※専修学校専門課程含む<br>大学 月額65,000円以内 | 卒業後<br>6か月<br>以内 | 20年以内<br>(貸付額により期間の<br>目安あり) | 無利子 |
| 就学支度費 | 学校教育法に規定する高等学校、大学、高等専門学校への入学に際し必要な経費<br>・入学金 ・制服、靴、体育着 等<br>・入学時に必要な教科書 等          | 50万円以内   |                  |                              |     |

※教育支援費について、貸付限度額では学費が不足する場合、貸付限度額の1.5倍まで貸付けを行いません。借入申込者が就学に際しての熟意や将来への計画性を持っていることが条件となります。

#### (3) ご利用に際して

- 他の貸付制度として、国の教育ローン(日本政策金融公庫)や日本学生支援機構奨学金があります。また、母子世帯・父子世帯の方は、母子父子寡婦福祉資金の活用を優先してください。
- 教育支援費と就学支度費を同時に借入申込みすることができます。合計額により申請します。
- 貸付額に応じた償還期間の目安は下表のとおりです。

| 貸付額        | 償還期間 | 貸付額          | 償還期間 | 貸付額          | 償還期間 | 貸付額          | 償還期間 |
|------------|------|--------------|------|--------------|------|--------------|------|
| 100,000円以内 | 2年   | 600,000円以内   | 7年   | 1,200,000円以内 | 12年  | 2,200,000円以内 | 17年  |
| 150,000円以内 | 3年   | 700,000円以内   | 8年   | 1,400,000円以内 | 13年  | 2,400,000円以内 | 18年  |
| 250,000円以内 | 4年   | 800,000円以内   | 9年   | 1,600,000円以内 | 14年  | 2,600,000円以内 | 19年  |
| 350,000円以内 | 5年   | 900,000円以内   | 10年  | 1,800,000円以内 | 15年  | 2,600,001円以上 | 20年  |
| 500,000円以内 | 6年   | 1,000,000円以内 | 11年  | 2,000,000円以内 | 16年  |              |      |

- 就学者が借入申込者（借受人）となり、生計中心者が連帯借入申込者（連帯借受人）となります。連帯借受人を設定できない場合は、連帯保証人を立てなければなりません。
- 借受人が未成年の場合、貸付契約時に法定代理人（親権者、未成年後見人等）の同意が必要です。
- 貸付金の送金は、就学支度費は一括、教育支援費は上半期分・下半期分（6か月分）の年2回です。
- 借受人が卒業後、上級学校への進学により償還（返済）が困難な場合は、償還を猶予する制度があります。

#### (4) 必要な書類

##### 【共通書類】

| 内容                | 対象者           | 書類                   |
|-------------------|---------------|----------------------|
| 世帯の所得がわかる書類       | 借入申込者、連帯借入申込者 | ・源泉徴収票、所得証明書等（世帯全員分） |
| 連帯保証人の資力が明らかになる書類 | 連帯保証人         | ・市町村民税課税証明書          |

##### 【資金種類に応じた書類】

| 資金種類  | 書類                              |
|-------|---------------------------------|
| 教育支援費 | ・合格通知書の写し、または在学証明書の写し ・経費のわかる書類 |
| 就学支度費 | ・合格通知書の写し ・経費のわかる書類             |

※上記以外に、必要に応じて書類を求める場合があります。



## 福祉資金福祉費・教育支援資金 借入相談から償還完了までのながれ

### 1 相談

福祉資金福祉費または教育支援資金の借入について、市区町村社会福祉協議会またはお住まいの地区の民生委員に相談します。

世帯への貸付であることから、世帯の生活状況、収入・負債などについて詳しくお話いただきます。

相談により、借入の申込みが適切と判断された場合は、資金種類に応じて必要な書類を揃えます。

### 2 民生委員との面談

民生委員が借入申込者、連帯借入申込者、連帯保証人と面談します。（連帯保証人の居住지가遠方の場合、電話により確認します。）

世帯の状況や借入の必要性、償還の見込み等を確認します。

※面談による貸付の適否等について、民生委員の意見を書類にし、市区町村社会福祉協議会に提出します。

### 3 市区町村社会福祉協議会

借入申込書、必  
村社会福祉協議会

### 6 貸付金の送金

原則として借受人の指定する口座に、貸付金を送金します。

※福祉資金福祉費の生業経費、住宅経費、障害者自動車経費については、直接、業者に送金します。

※貸付金の送金後、資金種類に応じて提出いただく書類があります。

※貸付金の分割交付（6か月ごと）

- ・教育支援資金  
教育支援費
- ・福祉資金福祉費  
技能習得関係経費、生活保護受給者の国民年金任意加入保険料（保険料納付期間が複数年度の場合）

### 7 貸付金の継続送金

貸付金を分割交付する場合は、今後、送金する予定の貸付金の必要性を確認します。（就学者の在学確認等）

貸付継続の必要性を確認後、貸付金を送金します。

※分割交付の送金時期

3月に送金：4月～9月分貸付金

9月に送金：10月～3月分貸付金

### 8 貸付の辞退

貸付期間中に、利用や就学者の退に不要が生じた場合福祉協議会を通社協議会に届出ま

※相談・申込から審査、貸付金送金までは、概ね1か月～1か月半程度かかります。（福祉資金福祉費の生業経費・住宅経費については、審査の

### 【教育支援資金、福祉資金福祉費（技能習得関係経費）】

- 教育支援資金や福祉資金福祉費（技能習得関係経費）は、進学や修学の継続を支援し、世帯の将来的な自立につなげ
- 「貸付」であることから、貸付することにより学費等の支払いが可能となり、学校に行くことを支援できます。一方あります。このため、卒業まで学校に通い続けることが可能な世帯状況であるか確認した上で貸付を行なうことにな
- 給付制度や分割払い、他の貸付制度等の利用が可能な場合は、優先して利用いただきます。
- 学費以外については、世帯の収入により今後も生計の維持ができ、償還（返済）の見通しが立つ場合に貸付を行ない
- 教育支援資金の貸付対象は、学校教育法に定める高等学校、高等専門学校、専修学校、短期大学、大学です。専修学
- 相談・借入申込みから審査、貸付金の送金までは、最短でも1か月程度かかります。学校への納入期日に間に合わな
- 教育支援資金は合格前に受験事実が確認できる書類（入学願書、受験票の写し等）と必要書類により借入申込みが可

### 協議会に借入申込

要書類等を市区町に提出します。

### 4 審査

北海道社会福祉協議会で貸付の可否について、審査します。  
審査結果は、市区町村社会福祉協議会を通じて通知します。

審査の結果により、貸付ができない場合（不承認）もあります。

※貸付できない場合、その理由は開示しません。

### 5 契約

貸付が決定された場合、北海道社会福祉協議会と契約締結します。

※借受人、連帯借受人及び連帯保証人（設定している場合）が「借用書」に署名・捺印し、必要書類を添付し、市区町村社会福祉協議会を通じて、北海道社会福祉協議会に提出します。

※借用書等、書類に不備がある場合、訂正等が必要のため、貸付金の送金までに日数を要することになります。

他の貸付制度等の学等により、貸付合は、市区町村社して北海道社会福す。

### 9 据置期間～償還開始

貸付金送金後、据置期間になります。

※教育支援資金や福祉資金福祉費の技能習得関係経費は、学校卒業後に据置期間となります。

据置期間終了後、償還が開始されます。

貸付決定時に定め、借用書に記載されている償還期間・償還回数で毎月償還します。

原則として、金融機関からの口座振替による償還になります。

償還が完了するまで、市区町村社会福祉協議会や民生委員が相談・支援します。

### 10 償還完了

最終償還期限までに元金・利子（福祉資金福祉費で連帯保証人を設定しない場合）を償還します。

償還完了後、借用書を返却します。

※最終償還期限までに完済できない場合は、残元金に対して延滞利子が日割で加算されます。

関係上、2～3か月程度かかることがあります。）

ることを目的としています。

で、何らかの事情により途中で退学してしまうと、卒業資格を得られない上に、「借金」だけが残ってしまうおそれもあります。

ます。

校の1年生課程や他法にもとづく学校は、福祉資金福祉費の技能習得関係経費の貸付対象となります。

い場合は、期日の延長が可能か確認します。

能です。事前審査を行い、合格通知書の写しを提出いただいた後、貸付決定、契約締結します。